

- ① 他の学生との答案の見せ合い
- ② 他の学生の答案の覗き見及びその幫助
- ③ 他の学生との答案の交換
- ④ 他の学生との話し合い
- ⑤ 他の学生との物品（筆記用具を含む）の貸し借り（試験監督が許可した場合は除く）
- ⑥ カンニングペーパーの所持及び使用
- ⑦ 持ち込みを許可していない物品（教科書、プリント、ノート、参考書、辞書、携帯電話、スマートフォン、パソコン、電子辞書、タブレット、ウェアラブルデバイス、その他情報通信機器等）の使用又は机上等へ置くこと
- ⑧ 所持品や机上等へ事前に書き込みとその使用
- ⑨ 替え玉受験
- ⑩ 答案への偽名記入、又は故意による答案無記名
- ⑪ 試験監督の指示に従わない行為
- ⑫ その他、公正な試験の実施を阻害されると認められる行為

(5) 注意事項

受験に際しては、次の事項を遵守してください。

- ア 講義室等で試験が行われる場合、受験者は、受験中「学生証」を机上の左（右）前に提示しておくこと。受験当日、「学生証」を忘れた者は、教務・学生室に申し出て所定の手続き（手数料500円、発行日のみ有効）を行い、「受験許可証」の発行をうけて机上に提示しておくこと。ただし、「受験許可証」の交付は試験期間中1回のみとし、2回目以降は原則、学生証を再発行していただきます。
- イ 着席場所については、試験監督者から指示があった場合は、これに従ってください。
- ウ 遅刻者の入室は、試験開始後30分までです。30分以降は認められません。
- エ 退出可能時刻は科目によって異なりますので、科目担当教員の指示に従ってください。
- オ 一切の不正行為を行わないこと。不正行為を行った者は、当該試験期間に係る全ての試験を不合格とし、状況によっては学則の関係規程によって退学を含む懲戒処分とすることがあります。

3 成績評価及び単位の授与

(1) 成績評価

成績の評価は、担当教員が学生の前期試験または後期試験の結果を審査して行います。

- ① 成績評価は、100点法により採点され、次の段階区分による成績評価基準に基づき成績表に示されます。秀・優・良・可を合格とし、不可及び時不を不合格とします。また、科目によっては「合格」「不合格」とだけ表記されます。

判定	評語	評点	評価基準
合格	秀	100～90点	目標を十分に達成し、極めて優秀な成績を収めている。
	優	89～80点	目標を十分に達成し、優れた成績を収めている。
	良	79～70点	目標を概ね達成している。
	可	69～60点	目標を最低限達成している。
	合格	—	合否のみを評価する科目における合格。
不合格	不可	59～ 0点	目標を達成していない。
	時不	—	授業の出席が総授業時間数の3分の2に満たない。
	不合	—	合否のみを評価する科目における不合格。

- ② 追試験の場合は原則80点満点とします。（公欠・忌引による追試験の場合を除く）再試験で

の成績の上限は60点（可）とします。

③ GPAによる評価

本学では、学修に目標を持ったり、自己評価をしやすいするための仕組みとしてGPAを導入しています。GPAは、成績を数値(ポイント)化することで、奨学金の受給の判定基準のほか、一部の授業科目や実習の履修許可基準、退学勧告を含む学修指導、就職活動や海外留学などの支援に活用されます。

■換算ポイントの内訳

単位修得			単位未修得		
成 績		換算ポイント	成 績		換算ポイント
秀	100～90点	4.00	不可	59点以下	0.00
優	89～80点	3.00	時不		0.00
良	79～70点	2.00	不合格		計算対象外
可	69～60点	1.00			
合格		計算対象外			

■計算方法

科目のポイントにその科目の単位数を掛け、取得したポイントを合計します。合計ポイントを、その学期の履修登録単位の総数で割り、小数点以下第3位を切り捨てた数字がGPAです。

■GPAは、学期ごとに、①学期GPA、②通算GPA(入学後から現在までに履修したすべての科目を対象とする)として「成績通知書」に記載されます。

(2) 単位の授与

一つの授業科目を履修し、授業時間数の3分の2以上に出席し試験等により合格した者には、その授業科目について所定の単位を与えます。

(3) 成績の通知

成績は、Active Portalを活用することにより、いつでも学生本人が確認できます。また、学期ごとに、保証人に郵便で通知します。

(4) 成績評価についての疑義

- ① 各授業科目の評価方法は、Active Portal起動から参照できる「シラバス」に示されています。
- ② 成績評価についての疑義については、各学期の成績発表期間（追・再試験申込み期間）に限り、成績評価に対して「成績評価・欠席回数異議申し立て書」により、疑義の申し立てを行うことができます。希望する学生は教務・学生室（事務局）まで申し出てください。

なお、いかなる場合においても、追・再試験実施後の成績評価に関する疑義については受付いたしません。